

# 愛媛県任期付職員（職業訓練指導員）採用試験案内

平成29年11月29日  
愛媛県総務部総務管理局人事課

愛媛県任期付職員（平成30年度採用）の採用試験を次のとおり行います。

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容
職業訓練指導員	建築科	1人程度	宇和島高等技術専門校に勤務し、職業訓練指導等の業務に従事します。

## 2 受験資格

次の①及び②をすべて満たす者

① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

② 職業訓練指導員免許（建築科）を有する者又は平成30年7月末日までにこの免許を取得する見込みの者

※ 職業訓練指導員免許の未取得者で、一定の資格、実務経験がある場合は、別紙の手続きを経ることにより新たに職業訓練指導員免許を取得することができます。

## 3 試験の方法等

試験・検査種目	配点	試験の内容
面接試験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
作文試験	10点	職務遂行に必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。
適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

※ 合格者は、面接試験及び作文試験の合計得点の高い順に決定します。各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

## 4 受験申込み

次の①、②に必要事項を記入し、提出してください。書類の提出をもって受験申込みとします。

なお、提出された申込書類は返却しません。

① **履歴書**（申込者の顔写真を貼り、枠外左上に試験区分の科目名（建築科）を明記してください。

・履歴書は市販のもの（原則としてA3判二つ折又はA4判）。顔写真はカラー、脱帽、正面。

・受験資格となる免許の取得日を必ず記載してください。（当該免許の証の写しを添付してください。）

② **自己紹介カード**（別添様式）

愛媛県のホームページから様式をダウンロードできます。（PDF形式、Word形式）

提出期限：**平成29年12月15日（金）【当日消印有効】**

提出先：愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課（電話番号 089-912-2500）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

## 5 試験日、試験実施場所

① 試験日 **平成29年12月23日（土）**

② 場所 **愛媛県庁（松山市一番町四丁目4番地2）**

③ その他 集合時刻などの詳細は、申込者に対して12月19日（火）までに通知しますので、通知がない場合は、下記10の問い合わせ先まで連絡してください。

## 6 合格発表

平成30年1月中旬に、愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。

## 7 採用日

原則として平成30年4月1日です。平成30年4月1日時点で職業訓練指導員免許未取得の者は、当該免許取得後の採用となります。所定の時期までに免許を取得しなかった場合は採用されません。

## 8 勤務条件等（平成29年11月1日現在）

### ①任期

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間（予定）。

ただし、業務の必要性、勤務成績等の状況により、最長で5年間まで（平成35年3月31日まで）更新する場合があります。

### ②勤務時間・休日

勤務時間は、原則として1週38時間45分です。

休日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日まで）です。

### ③休暇等

有給休暇として、年間20日（採用年は、4月1日採用の場合は15日）の年次有給休暇のほか、結婚休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。

3歳未満の子を養育するため、育児休業をすることができます。

### ④給与

給料は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢、高校卒業後の民間企業等における職務経験に応じた給料月額は次のとおりです。（あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。）

採用時の年齢	職務経験	給料月額
30歳	10年	212,000円程度
40歳	20年	295,000円程度
50歳	30年	337,000円程度
60歳	40年	346,000円程度

諸手当は、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等のほか、該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

## 9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に総務部総務管理局人事課へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし基準に達しない試験又は検査がある場合は、順位に代えて当該試験又は検査種目名）	合格発表の日から1月間	総務部 総務管理局 人事課

## 10 お問い合わせ先

受験手続その他については、愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課へお問い合わせください。

[電話 089-912-2500]

(別紙)

職業訓練指導員免許の未取得者で、一定の資格、実務経験がある場合は、次のような手続きを経ることで、新たに職業訓練指導員免許を取得することができます。

- (1) 職業訓練指導員試験を受験する場合 ※愛媛県の採用試験ではありません。  
都道府県(注)の実施する職業訓練指導員試験を受験し、合格した後、居住する都道府県に対して職業訓練指導員免許の申請手続きを行い、当該免許を取得する。

(注) 建築科については、本県では平成 30 年 7 月末日までに実施する予定がありませんので、実施する都道府県や実施時期を事前に確認する必要があります。

- (2) 職業訓練指導員講習(48 時間講習)を受講する場合

別途実施される職業訓練指導員講習(48 時間講習)を受講し、居住する都道府県に対して職業訓練指導員免許の申請手続きを行い、当該免許を取得する。

【48 時間講習の受講資格者の例】

- ① 免許職種に関する 1 級又は単一等級の技能検定に合格した者
- ② 大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し 2 年以上の実務経験(注)を有する者
- ③ 短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し 4 年以上の実務経験(注)を有する者
- ④ 高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し 7 年以上の実務経験(注)を有する者
- ⑤ 普通課程の普通職業訓練において免許職種に関する技能照査に合格した者で、その後当該免許職種に関し 6 年以上の実務経験(注)を有する者

(注) 実務経験年数は免許科目に関する実務経験に限ります。

- (3) 実業系教科の高等学校教員免許を有する場合

大学等で免許職種に関する学科を修めた者で、実業系教科についての高等学校の教員の普通免許状を有する者が、居住する都道府県に対して職業訓練指導員免許の申請手続きを行い、当該免許を取得する。